

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

ページ

条 例

秋田県行政機関設置条例の一部を改正する条例(二・総務課)	12
秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(三・総務課)	13
秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例(四・情報公開課)	17
職員勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(五・人事課)	30
職員の修学部分休業に関する条例(六・人事課)	31
秋田県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(七・人事課)	32
一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(八・人事課)	34
秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(九・財政課)	35
秋田県防災会議条例の一部を改正する条例(一〇・総合防災課)	36
秋田県国民保護対策本部及び秋田県緊急対処事態対策本部条例(一一・総合防災課)	36
秋田県国民保護協議会条例(一二・総合防災課)	37
住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(一三・市町村課)	39
秋田県合併市町村特例交付金条例の一部を改正する条例(一四・市町村合併支援室)	40
市町村の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例(一五・市町村合併支援室)	41
秋田県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例(一六・福祉政策課)	45
秋田県福祉相談センター条例(一七・福祉政策課)	45
秋田県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例等の一部を改正する条例(一八・長寿社会課)	46
秋田県母子家庭及び寡婦家庭住宅整備基金条例の一部を改正する条例(一九・子育て支援課)	47

秋田県総合保健センター条例の一部を改正する条例(二〇・健康対策課)	47
秋田県結核検査協議会条例(二一・健康対策課)	48
秋田県薬事審議会条例(二二・医務薬事課)	50
秋田県医師修学資金貸与条例(二三・医務薬事課)	51
秋田県ゆとり生活創造センター条例の一部を改正する条例(二四・県民文化政策課)	55
秋田県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例(二五・県民文化政策課)	55
秋田県卸売市場条例の一部を改正する条例(二六・流通経済課)	59
秋田県地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域を定める条例を廃止する条例(二七・農畜産振興課)	60
改良普及員資格試験条例を廃止する条例(二八・農畜産振興課)	60
秋田県みつばち転飼調整条例を廃止する条例(二九・農畜産振興課)	61
林業改良指導員資格試験条例を廃止する条例(三〇・秋田スギ振興課)	61
秋田県内陸工業団地開発事業特別会計条例の一部を改正する条例(三一・商工業振興課)	62
秋田県金属鉱業研修技術センター条例の一部を改正する条例(三二・資源エネルギー課)	62
風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例(三三・都市計画課)	63
秋田県屋外広告物条例の一部を改正する条例(三四・都市計画課)	63
秋田県立都市公園条例の一部を改正する条例(三五・都市計画課)	64
秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(三六・道路環境課)	75
秋田県特殊車両通行許可申請手数料徴収条例の一部を改正する条例(三七・道路環境課)	76
秋田県砂利採取業者登録等手数料徴収条例の一部を改正する条例(三八・河川課)	77
秋田県建築基準条例等の一部を改正する条例(三九・建築住宅課)	77
秋田県土地開発基金条例の一部を改正する条例(四〇・管財課)	79
市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(四一・教育庁総務課)	79
学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例(四二・高校教育課)	80
秋田県文化財保護条例の一部を改正する条例(四三・文化財保護室)	81
秋田県立スポーツ会館条例の一部を改正する条例(四四・保健体育課)	82
秋田県警察組織条例等の一部を改正する条例(四五・警務課)	83

秋田県警察職員定数条例の一部を改正する条例(四六・警務課)…………… 87 87
 秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(四七・警務課)……………
 秋田県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(四八・企業局総務課)…………… 88

この号で公布された
 条例のあらまし

- 秋田県行政機関設置条例の一部を改正する条例(秋田県条例第二号)
- 1 秋田県鷹巣阿仁福祉事務所を秋田県北鹿福祉事務所に統合し、その名称を秋田県北福祉事務所に改めるとともに、秋田県雄勝福祉事務所を秋田県平鹿福祉事務所に統合し、その名称を秋田県南福祉事務所に改めることとした。(第二条関係)
 - 2 秋田県北児童相談所及び秋田県南児童相談所を設置することとし、これらの位置及び所管区域を次のとおり定めることとした。(第三条関係)

名 称	位 置	所 管 区 域
秋田県北児童相談所	大館市十二所字平内新田 一三七番地の一	鹿角市、大館市、北秋田 市、能代市、鹿角郡、北 秋田郡、山本郡
秋田県南児童相談所	横手市旭川一丁目二番四 六号	大仙市、横手市、湯沢市、 仙北郡、平鹿郡、雄勝郡

- 3 北秋田市、由利本荘市及び大仙市の設置に伴い、秋田県鷹巣保健所、秋田県本荘保健所及び秋田県大曲保健所の名称をそれぞれ秋田県北秋田保健所、秋田県由利本荘保健所及び秋田県大仙保健所に改めることとした。(第四条関係)
- 4 その他
 - (一) その他所要の規定の整理を行うこととした。
 - (二) この条例は、一部を除き、平成一七年四月一日から施行することとした。
 - (三) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(秋田県条例第三号)

- 1 趣旨

この条例は、県が設置する公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めることとした。(第一条関係)
- 2 指定管理者の公募

知事又は教育委員会(以下「知事等」という。)は、指定管理者に公の施設の管

理を行わせようとするときは、公の施設の概要、指定管理者に行わせる管理の業務等を明示して当該公の施設の指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を県公報への掲載、インターネットの利用その他知事が適当と認める方法により公募することとした。（第二条関係）

3 指定管理者の指定の申請

指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に事業計画書等を添えて、これを知事等に提出しなければならないこととする。同時に、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消された後二年を経過しない団体は、当該申請をすることができないこととした。（第三条関係）

4 候補者の選定

知事等は、3の申請をした団体のうちから、選定の基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）として選定することとする。同時に、候補者とされた団体を指定管理者として指定することが不可能となり、又は著しく不適当と認められる事情が生じたときは、当該団体に次いで適当と認める団体を候補者として選定することとした。（第四条関係）

5 候補者の選定の特例

知事等は、2により公募したにもかかわらず候補者を選定することができなかったときその他特別な事情があると認めるときは、2にかかわらず、知事等が指名する団体のうちから候補者を選定することができることとした。（第五条関係）

6 指定管理者の指定

知事等は、候補者を選定したときは、議会の議決を経て、当該候補者を指定管理者として指定することとした。（第六条関係）

7 協定の締結

指定管理者は、管理の業務に関する事項等について、知事等と協定を締結しなければならないこととした。（第七条関係）

8 指定等の公告

知事等は、指定管理者を指定し、若しくはその指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公告することとした。（第八条関係）

9 その他

(一) この条例は、公布の日から施行することとした。

(二) 秋田県港湾施設管理条例（昭和三十四年秋田県条例第一九号）ほか二条例について所要の規定の整備を行うこととした。

(三) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例（秋田県条例第四号）

1 第一条による改正

(一) 個人情報の利用停止の制度を次のとおり設けることとした。

(1) 自己を本人とする個人情報の開示を受けた者は、当該個人情報が秋田県個人情報保護条例（平成一二年秋田県条例第一三八号）の規定に違反して収集等がされていると思料するときは、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求をすることができることとした。（第二六条の七及び第二六条の八関係）

(2) 実施機関は、利用停止の請求に理由があると認めるときは、一定の場合を除き、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、利用停止をしなければならないこととした。（第二六条の九及び第二六条の一〇関係）

(3) 実施機関は、原則として、利用停止の請求があつた日から起算して三〇日以内に利用停止に係る決定をしなければならないこととした。（第二六条の二及び第二六条の一二関係）

(4) 実施機関は、利用停止の請求に係る決定について不服申立てがあつたときは、原則として、秋田県個人情報保護審査会に諮問しなければならないこととした。（第二九条の二第三二条関係）

(二) 個人情報保護制度の充実及び適正運営を図るための措置を次のとおり講ずることとした。

(1) 秋田県個人情報保護条例の適用を受ける個人情報の範囲及び開示請求等の対象となる個人情報の範囲を拡大することとした。（第二条及び第一四条関係）

(2) 死者を本人とする個人情報について、その遺族が開示請求等を行うことができることとした。（第一四条、第二四条及び第二七条関係）

(3) 実施機関は、個人情報の開示請求又は訂正請求に係る決定を他の実施機関が行うことにつき正当な理由があるときは、事案を当該他の実施機関に移送することができることとした。（第一九条の四及び第二六条の五関係）

(4) 個人情報の開示決定があつた場合の開示を受けることができる期限及び個人情報の訂正請求をすることができる期限を設けることとした。（第三条及び第二四条関係）

(三) 個人情報等を不当に提供する等の行為を行った実施機関の職員等に対する罰則を設けることとした。（第五二条、第五八条関係）

2 第二条による改正

公安委員会及び警察本部長を実施機関に加えるとともに、犯罪の捜査等に関する個人情報取扱事務の登録、犯罪の予防等を目的とする場合の個人情報の取扱い等についての特例を定めることとした。

3 その他

- (一) この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。ただし、2は、平成一八年四月一日から施行することとした。
- (二) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第五号)

- 1 任命権者は、職員が小学校就学前の子を養育するため又は日常生活を営むのに支障がある家族等を介護するために請求したときは、公務の運営に支障がある場合を除き、早出遅出勤務をさせることとした。

- 2 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

職員の修学部分休業に関する条例(秋田県条例第六号)

- 1 職員の修学部分休業(以下「休業」という。)に關し必要な事項を次のとおり定めることとした。

- (一) 休業の承認に係る時間は一週間を通じて二〇時間以内とし、期間は二年以内とする。
 - (二) 休業の対象となる教育施設は、大学、高等専門学校等とすることとした。
 - (三) 休業により勤務しない場合には、給与を減額して支給することとした。
 - (四) 教育施設の課程に在学しなくなった場合等は、休業の承認を取り消すこととした。

- 2 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

秋田県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(秋田県条例第七号)

- 1 人事行政の運営等の状況の公表に關し必要な事項を次のとおり定めることとした。

- (一) 任命権者は、毎年七月三十一日までに、知事に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告することとした。
- (二) 人事委員会は、毎年七月三十一日までに、知事に対し、前年度における業務の状況を報告することとした。
- (三) 知事は、毎年九月三〇日までに、(一)の報告の概要及び(二)の報告を県公報に掲載して公表するとともに、その要旨をインターネット等を利用して周知することとした。

- 2 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(秋田県条例第八号)

- 1 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二八年秋田県条例第二号)の一部改正(第一条による改正)

- (一) 特別急行列車等に係る通勤手当の支給限度額を一箇月当たり四〇、〇〇〇円(現行二〇、〇〇〇円)に引き上げることとした。(第一二条関係)
 - (二) 農林漁業改良普及手当の名称を農林漁業普及指導手当に改めるとともに、手当の月額を給料月額に一〇〇分の八(現行一〇〇分の一二又は一〇〇分の八)を乗じて得た額とし、管理職手当との併給を廃止することとした。(第一九条及び第二三条の三の二関係)
 - (三) 武力攻撃事態等において国民の保護のための措置の実施のため秋田県に派遣された職員が住所等を離れて県内に滞在する場合には、武力攻撃災害等派遣手当を支給することとし、その額は、災害派遣手当と同額とすることとした。(第二三条の三の三関係)
 - (四) 一部の管理職員以外の職員について昇給停止年齢(原則五五歳)を当分の間五八歳とする特例措置を廃止することとした。(附則第六項関係)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成一三年秋田県条例第三号)の一部改正(第二条による改正)
 - (四)の職員について、昇給停止年齢を平成二年三月三十一日までに段階的に五五歳まで引き下げる経過措置を適用することとした。(附則第二項関係)
- 3 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第九号)

- 1 知事が保育士試験の実施に關する事務を行わせることとした者(以下「指定試験機関」という。)が行う当該試験の受験の受験をする者は、受験に係る手数料を指定試験機関に納めることとし、当該手数料は、当該指定試験機関の収入とすることとした。(第四条関係)

- 2 砂利の採取計画の認可(河川管理者として行うものに限る。)の申請に係る手数料を三七、七〇〇円(現行三七、〇〇〇円)に引き上げることとした。(第二四条関係)

- 3 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

秋田県防災会議条例の一部を改正する条例(秋田県条例第一〇号)

- 1 秋田県防災会議の委員のうち、知事の部内の職員のうちから指名される委員の定数を二人以内(現行一人以内)と、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員の定数を二人以内(現行一人以内)とすることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

秋田県国民保護対策本部及び秋田県緊急対処事態対策本部条例（秋田県条例第一一〇号）

1 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成一六年法律第一二二号）の施行に伴い、秋田県国民保護対策本部及び秋田県緊急対処事態対策本部に關し必要な事項を定めることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

秋田県国民保護協議会条例（秋田県条例第一二二号）

1 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行に伴い、秋田県国民保護協議会の組織及び運営に關し必要な事項を定めることとした。

2 その他

(一) この条例は、公布の日から施行することとした。

(二) 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和三十一年秋田県条例第三五号）について所要の規定の整備を行うこととした。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（秋田県条例第一三三号）

1 住民票の記載等に係る本人確認情報を利用することができる事務を定めることとした。

2 この条例は、一部を除き、平成一七年四月一日から施行することとした。

秋田県合併市町村特例交付金条例の一部を改正する条例（秋田県条例第一四〇号）

市町村の合併の特例等に関する法律（平成一六年法律第五九号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

市町村の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例（秋田県条例第一五五号）

由利本荘市、大仙市、北秋田市、湯沢市及び男鹿市の設置に伴い、秋田県地域振興局設置条例（平成一四年秋田県条例第六八号）ほか二三条例について所要の規定の整備を行うこととした。

秋田県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例（秋田県条例第一六〇号）

1 秋田県社会福祉審議会の調査審議事項から保護受託者の認定に関する事項を除くこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

秋田県福祉相談センター条例（秋田県条例第一七〇号）

1 秋田県障害者相談センターを廃止するとともに、高齢者、障害者、児童及び女性の福祉等に関する相談に應じ、その他関係機関と連携してこれらの者を支援するため、秋田県福祉相談センターを秋田市中通二丁目一番五十一号に設置することとした。

2 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

秋田県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例等の一部を改正する条例（秋田県条例第一八〇号）

1 次の条例に規定する修学資金について、当該修学資金の返還の債務に係る連帯保証人を一人（現行二人）とすることとした。

(一) 秋田県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例（平成五年秋田県条例第四一〇号）

(二) 秋田県看護職員修学資金貸与条例（昭和三七年秋田県条例第三八〇号）

(三) 秋田県理学療法士等修学資金貸与条例（昭和四七年秋田県条例第八〇号）

(四) 秋田県歯科衛生士修学資金貸与条例（平成八年秋田県条例第一二二号）

(五) 秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例（昭和五〇年秋田県条例第一四〇号）

2 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

秋田県母子家庭及び寡婦家庭住宅整備基金条例の一部を改正する条例（秋田県条例第一九〇号）

1 題名を秋田県ひとり親家庭等住宅整備基金条例に改めることとした。

2 基金の名称を秋田県ひとり親家庭等住宅整備基金に改めるとともに、父子家庭の住宅の整備について融資を行う市町村を資金の貸付けの対象に加えることとした。

3 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

秋田県総合保健センター条例の一部を改正する条例（秋田県条例第二〇〇号）

1 次の健康診査を受ける者から使用料を徴収することとし、その額を次のとおり定めることとした。

乳房エックス線検査（一方向撮影）及び乳房超音波検査を行うもの	一人につき	七、五〇〇円
--------------------------------	-------	--------

婦人科 健診		乳房エックス線検査(二方向撮影) 及び乳房超音波検査を行うもの	乳房エックス線検査(一方向撮影) を行うもの	乳房エックス線検査(二方向撮影) を行うもの
		一人につき 九、〇〇〇円	一人につき 五、〇〇〇円	一人につき 六、五〇〇円
				一人につき 五、七〇〇円

2 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

秋田県結核診査協議会条例(秋田県条例第二一号)

1 結核診査協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることとした。

2 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

秋田県薬事審議会条例(秋田県条例第二二号)

1 薬事法(昭和三五年法律第一四五号)第三条第一項の規定に基づき、秋田県薬事審議会を置くこととし、その組織及び運営に関し必要な事項を定めることとした。

2 その他

(一) この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

(二) 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例について所要の規定の整備を行うこととした。

秋田県医師修学資金貸与条例(秋田県条例第二三号)

1 目的

この条例は、県内の公的医療機関等において医師の業務に従事しようとする者に対し修学資金を貸与し、これらの者の修学を容易にすることにより、県内の公的医療機関等における医師の充実に資することを目的とするものとする。(第一条関係)

2 貸与の対象者

修学資金の貸与を受けることができる者は、次の要件に該当する者とするものとした。(第一条関係)

(一) 県内の高等学校を卒業した者で大学の医学を履修する課程に在学するものであること。

(二) 将来県内の公的医療機関等において医師の業務に従事しようとする意思を有すること。

ること。

3 貸与の契約及び方法

知事は、2に該当する者の申請に基づき、契約により、その者に規則で定める額の修学資金を貸与することができることとした。(第三条関係)

4 連帯保証人

修学資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならないこととした。(第四条関係)

5 貸与契約の解除等

知事が3の契約の解除並びに修学資金の貸与の停止、保留及び打ち切りを行う場合を定めることとした。(第五条関係)

6 返還

修学資金の貸与を受けた者(以下「被貸与者」という。)が修学資金を返還しなければならぬ場合を定めるとともに、修学資金の返還は、貸与を受けた各月分の修学資金に年一〇パーセントの割合で計算した利息を付して、返還の事由が生じた日の属する月の翌月から起算して一年以内に、月賦又は最長半年賦の均等払方式によりしなければならないこととした。(第六条関係)

7 返還の猶予

知事が被貸与者の修学資金の返還の債務(以下「返還債務」という。)の履行を猶予する場合を定めることとした。(第七条関係)

8 返還の免除

知事が被貸与者の返還債務を免除する場合を定めることとした。(第八条関係)

9 延滞利息

被貸与者は、正当な理由なく履行期限までに返還債務の履行をしなかったときは、当該返還債務の金額につき年一四・五パーセントの割合による延滞利息を支払わなければならないこととした。(第九条関係)

10 学業成績表等の提出

修学生は、毎年、学業成績表及び健康診断書を知事に提出しなければならないこととした。(第一〇条関係)

11 その他

(一) この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

(二) この条例の規定は、平成一八年四月一日以後に大学の医学を履修する課程に入学者について適用することとした。

秋田県ゆとり生活創造センター条例の一部を改正する条例(秋田県条例第二四号)

1 秋田県ゆとり生活創造センターの施設のうち、花工房を多目的工房に、布工房を

研修室に変更することとともに、木工房の機能を多目的工房に移動し、新たに研修室を設置することとした。

2 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

秋田県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第二十五号）

1 消費生活において自主的かつ合理的に行動することができるよう必要な教育の機会が提供される権利及び消費者の意見が県の消費生活の安定及び向上を図るための総合的な施策に反映される権利を消費者の権利として新たに設けるとともに、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策の推進は、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならないこととした。（第二条関係）

2 消費者に提供する商品又は役務について消費者が必要とする情報を明確かつ平易に提供すること及び環境の保全に配慮することを事業者の責務とするとともに、事業者団体、消費者及び消費者団体に関する規定の整備を行うこととした。（第六条（第七条の二関係））

3 事業者は、その提供する商品又は役務について、品質その他の内容を向上すること等により消費者の信頼を確保するため、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めなければならないこととした。（第二条関係）

4 取引しない旨の意思表示をした消費者に対して事業者が再度勧誘することを不当な取引方法として指定することができることとした。（第十五条の二関係）

5 知事は、事業者の不当な取引方法により、相当多数の消費者に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、当該被害の発生又は拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、直ちに、当該不当な取引方法の内容、これを行う事業者の氏名又は名称及び住所その他必要な情報を提供することができることとした。（第十五条の四関係）

6 秋田県消費者苦情処理委員会を秋田県消費生活審議会に統合し、同審議会に消費者苦情処理部会を置くこととした。（第五章関係）

7 その他

(一) その他所要の規定の整備を行うこととした。

(二) この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

(三) 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例について所要の規定の整備を行うこととした。

秋田県卸売市場条例の一部を改正する条例（秋田県条例第二十六号）

1 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法を地方卸売市場及び小規模卸売市場の業務規程の記載事項とすることとした。（第三条関係）

2 地方卸売市場及び小規模卸売市場の卸売業者が、これらの市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から業務規程で定める委託手数料以外の報償を受けてはならないとする規制を廃止することとした。（第十五条関係）

3 その他

(一) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2は、平成二二年四月一日から施行することとした。

(二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

秋田県地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域を定める条例を廃止する条例（秋田県条例第二十七号）

1 農業改良助長法の一部を改正する法律（平成一六年法律第五三三号）の施行による地域農業改良普及センターの必置規制の廃止に伴い、県独自の普及事業を重点的、効率的に展開するため、地域農業改良普及センターを廃止することとした。

2 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

改良普及員資格試験条例を廃止する条例（秋田県条例第二十八号）

1 農業改良助長法の一部を改正する法律の施行により、専門技術員及び改良普及員が普及指導員に一元化され、普及指導員資格試験は農林水産大臣が行うこととされたため、改良普及員資格試験条例（昭和三八年秋田県条例第三八号）を廃止することとした。

2 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

秋田県みつばち転飼調整条例を廃止する条例（秋田県条例第二十九号）

1 養ほう業者による自主的な調整が期待されることにかんがみ、みつばちの県内での転飼の許可に係る規制を廃止することとした。

2 その他

(一) この条例は、公布の日から施行することとした。

(二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

林業改良指導員資格試験条例を廃止する条例（秋田県条例第三〇号）

1 森林法の一部を改正する法律（平成一六年法律第二〇号）の施行により、林業専門技術員及び林業改良指導員が林業普及指導員に一元化され、林業普及指導員資格試験は農林水産大臣が行うこととされたため、林業改良指導員資格試験条例（昭和

- その代金を保管しようとする場合の当該工作物等の価額の評価は、取引の実例価格等を勘案してすることとした。(第一条関係)
- 4 保管した工作物等の売却は競争入札に付して行わなければならないこととし、入札者がない工作物等については、随意契約により売却することができることとした。(第二条関係)
- 5 その他
- (一) その他所要の規定の整理を行うこととした。
- (二) この条例は、公布の日から施行することとした。

秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第三六号)

- 1 市町村の廃置分合により道路占用料の額が引き上げられる道路占用者について、その負担を緩和するための経過措置を講ずることとした。
- 2 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

秋田県特殊車両通行許可申請手数料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第三七号)

- 1 特殊車両通行許可申請手数料の額を許可の申請に係る一通行経路ごとに二〇〇円(現行一件につき一、五〇〇円)とすることとした。
- 2 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

秋田県砂利採取業者登録等手数料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第三八号)

- 1 砂利の採取計画の認可(河川管理者として行うものを除く。)の申請に係る手数料の額を三七、七〇〇円(現行三七、〇〇〇円)に引き上げることとした。
- 2 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

秋田県建築基準条例等の一部を改正する条例(秋田県条例第三九号)

- 1 秋田県建築基準条例(昭和三五年秋田県条例第二七号)の一部改正(第一条による改正)
- 建築物の敷地と道路との関係についての制限等に違反する建築物を設計した建築士等に対して科する罰金の額の上限を五〇万円(現行二〇万円)に引き上げることとした。

- 2 秋田県建築基準法関係手数料徴収条例(平成一二年秋田県条例第一〇八号)の一部改正(第一条による改正)
- 特例容積率適用地区における建築物の容積率に関する特例の指定を受けようとする

者から手数料を徴収することとし、その額を一件につき二七、〇〇〇円とすることとした。

- 3 市町村への権限移譲の推進に関する条例(平成一六年秋田県条例第七一号)の一部改正(第三条による改正)

建築主事を置く市町村のうち建築審査会を設置する市町村を経由して処理することが適当と認められ、当該市町村に移譲しようとする事務を定めることとした。

- 4 その他

(一) その他所要の規定の整理を行うこととした。

(二) この条例は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成一六年法律第六七号)の施行の日から施行することとした。

秋田県土地開発基金条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四〇号)

- 1 基金の額を二、三三二、四七二、〇〇〇円(現行三、三三二、四七二、〇〇〇円)に減額することとした。
- 2 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(秋田県条例第四一号)

- 1 市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二八年秋田県条例第五九号)の一部改正(第一条による改正)
- (一) 特別急行列車等に係る通勤手当の支給限度額を一箇月当たり四〇、〇〇〇円(現行二〇、〇〇〇円)に引き上げることとした。(第一条関係)
- (二) 育児又は介護を行う市町村立学校職員の早出遅出勤務の措置を講ずることとし、その内容は、県立学校職員の例によることとした。(第二八条の七関係)
- (三) 一部の校長以外の市町村立学校職員について昇給停止年齢(原則五五歳)を当分の間五八歳とする特例措置を廃止することとした。(附則第五項関係)
- 2 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(平成一三年秋田県条例第三七号)の一部改正(第二条による改正)
- 1(三)の市町村立学校職員について、昇給停止年齢を平成二年三月三十一日までに段階的に五五歳まで引き下げる経過措置を適用することとした。(附則第二項関係)

- 3 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四二号)

1 学校職員の定数を次のとおり改めることとした。

区 分	改 正 前	改 正 後
公立小学校、中学校及び共同調理場	七、五一八人	七、三二九人
県立高等学校	二、八六五人	二、八〇三人
県立盲学校及び聾学校	一一六人	一一六人
県立養護学校	八五七人	八八四人

2 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

秋田県文化財保護条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四三三号)文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

秋田県立スポーツ会館条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四四〇号)

1 秋田県立スポーツ会館の名称を秋田県立スポーツ科学センターに改めることとした。(題名及び第一条関係)

2 施設の管理の委託を廃止することとした。(第七条関係)

3 宿泊室を廃止することとした。(別表関係)

4 その他

(一) この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

(二) 重要な公の施設等の範囲を定める条例(昭和三九年秋田県条例第三二二号)について所要の規定の整理を行うこととした。

秋田県警察組織条例等の一部を改正する条例(秋田県条例第四五五号)

1 秋田県警察組織条例(昭和二九年秋田県条例第三二二号)の一部改正(第一条による改正)

(一) 管轄区域の境界に係る道路等の区域で公安委員会がいずれかの警察署で管轄することが適当であると認めるものについては、公安委員会が定める警察署が管轄することとした。(第八条関係)

(二) 北秋田市、由利本荘市、大仙市及び湯沢市の設置に伴い、秋田県鷹巣警察署ほか八警察署の管轄区域等について所要の規定の整理を行うこととした。(別表関

2 秋田県警察組織条例の一部改正(第二条による改正)

秋田県大曲警察署の名称を秋田県大仙警察署に改めるとともに、大仙市を同警察署の管轄区域とすることとした。

3 秋田県警察組織条例の一部を改正する条例(平成一六年秋田県条例第六七号)の一部改正(第三条による改正)

北秋田市、由利本荘市及び湯沢市の設置に伴い、秋田県鷹巣吉警察署、秋田県本荘警察署及び秋田県湯沢警察署の管轄区域等について所要の規定の整理を行うこととした。

4 秋田県警察組織条例等の一部を改正する条例(平成一六年秋田県条例第八一号)の一部改正(第四条による改正)

男鹿市の設置に伴い、秋田県男鹿警察署の管轄区域について所要の規定の整理を行うこととした。

5 1(一)、3及び4は公布の日から、1(二)は平成一七年三月二日から、2は同年四月一日から施行することとした。

秋田県警察職員定数条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四六六号)

1 警察職員の定数を、警視にあつては八七人(現行八六八人)に、警部にあつては一七八人(現行一七四四人)に、警部補及び巡查部長にあつては一、〇八八人(現行一、〇五九人)に、巡查(警察教養施設において教育訓練中の者を含む。)にあつては五七〇人(現行五五五人)にそれぞれ増員することとし、警察官以外の職員にあつては三八八人(現行四三七七人)に減員することとした。

2 その他

(一) その他所要の規定の整理を行うこととした。

(二) この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四七二号)

1 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証交付手数料等の額を次のとおり引き下げることとした。(第一条関係)

手数料の種類別	区 分	改 正 前	改 正 後
免許証交付手数料			
第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証		一件につき 一、七五〇円	一件につき 一、六五〇円

免許証更新 手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	一件につき 三、三三〇円	一件につき 三、二〇〇円
		一件につき 二、二五〇円	一件につき 二、一〇〇円

2 放置車両の確認等に関する事務の委託に係る登録を受けようとする者等から手数料を徴収することとし、その額を次のとおり定めることとした。(第一二条関係)

放置車両の確認等に関する事務の委託に係る登録の申請	一件につき	一三、〇〇〇円
放置車両の確認等に関する事務の委託に係る登録の更新の申請	一件につき	一三、〇〇〇円
駐車監視員資格者証の交付	一件につき	九、九〇〇円
放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習の受講	一件につき	一九、〇〇〇円
講習課程修了と同等以上の技能及び知識を有する者の認定の申請	一件につき	四、五〇〇円
駐車監視員資格者証の書換え	一件につき	二、一〇〇円
駐車監視員資格者証の再交付	一件につき	二、〇〇〇円

3 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

秋田県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四八号)

1 公営企業のうち土地造成事業を廃止することとした。
2 その他

(一) その他所要の規定の整理を行うこととした。
(二) この条例は、一部を除き、平成一七年四月一日から施行することとした。

条 例

秋田県行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第二号

秋田県行政機関設置条例の一部を改正する条例

第一条 秋田県行政機関設置条例(昭和四十三年秋田県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条の表秋田県鷹巣阿仁福祉事務所の項中「北秋田郡鷹巣町」を「北秋田市」に改め、「のうち鷹巣町、合川町、森吉町、阿仁町、」を削り、同表秋田県由利福祉事務所の項中「本荘市出戸町字水林」を「由利本荘市水林」に改め、同表秋田県仙北福祉事務所の項中「大曲市上栄町」を「大仙市大曲上栄町」に改める。

第四条第一項の表秋田県鷹巣保健所の項中「北秋田郡鷹巣町」を「北秋田市」に、「北秋田郡のうち鷹巣町、合川町、森吉町、阿仁町、上小阿仁村」を「北秋田市、北秋田郡上小阿仁村」に改め、同表秋田県本荘保健所の項中「本荘市出戸町字水林」を「由利本荘市水林」に、「本荘市、」を「由利本荘市、」に改め、同表秋田県大曲保健所の項中「大曲市上栄町」を「大仙市大曲上栄町」に、「大曲市、」を「大仙市、」に改める。

第八条の表秋田県北部家畜保健衛生所の項中「北秋田郡鷹巣町」を「北秋田市」に改め、「大館市」の下に「、北秋田市」を加え、同表秋田県中央家畜保健衛生所の項中「本荘市」を「由利本荘市」に改め、同表秋田県南部家畜保健衛生所の項中「大曲市」を「大仙市」に改める。

第二条 秋田県行政機関設置条例の一部を次のように改正する。

第二条の表秋田県北鹿福祉事務所の項中「秋田県北鹿福祉事務所」を「秋田県北福祉事務所」に改め、「のうち比内町、田代町」を削り、同表秋田県鷹巣阿仁福祉事務所の項を削り、同表秋田県平鹿福祉事務所の項中「秋田県平鹿福祉事務所」を「秋田県南福祉事務所」に改め、「平鹿郡」の下に「、雄勝郡」を加え、同表秋田県雄勝福祉事務所の項を削る。

第三条中「第十五条」を「第十二条」に改め、同条の表を次のように改める。

名 称	位 置	所 管 区 域
秋田県北児童相談所	大館市十二所字平内新田二百三十七番地の一	鹿角市、大館市、北秋田市、能代市、鹿角郡、北秋田郡、山本郡

秋田県中央児童相談所	秋田市新屋下川原町一番一号	秋田市、男鹿市、潟上市、由利本荘市、南秋田郡、由利郡
秋田県南児童相談所	横手市旭川一丁目三番四十六号	大仙市、横手市、湯沢市、仙北郡、平鹿郡、雄勝郡

第四条第一項の表秋田県鷹巣保健所の項中「秋田県鷹巣保健所」を「秋田県北秋田保健所」に改め、同表秋田県本荘保健所の項中「秋田県本荘保健所」を「秋田県由利本荘保健所」に改め、同表秋田県大曲保健所の項中「秋田県大曲保健所」を「秋田県大仙保健所」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第一条の規定は平成十七年三月二十二日から、第二条並びに次項及び附則第三項の規定は同年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第二条の規定の施行前において、秋田県鷹巣阿仁福祉事務所長若しくは秋田県雄勝福祉事務所長がした手続その他の行為又は秋田県鷹巣阿仁福祉事務所長若しくは秋田県雄勝福祉事務所長に対してされた手続その他の行為は、秋田県北福祉事務所長若しくは秋田県南福祉事務所長がした手続その他の行為又は秋田県北福祉事務所長若しくは秋田県南福祉事務所長に対してされた手続その他の行為とみなす。

3 第二条の規定の施行前において、秋田県中央児童相談所長がした手続その他の行為(秋田県北児童相談所の所管区域となる区域に係るものに限る。)又は秋田県中央児童相談所長に対してされた手続その他の行為(秋田県北児童相談所の所管区域となる区域に係るものに限る。)は秋田県北児童相談所長がした手続その他の行為又は秋田県北児童相談所の所管区域となる区域に係るものに限る。(秋田県中央児童相談所長がした手続その他の行為(秋田県南児童相談所の所管区域となる区域に係るものに限る。)又は秋田県中央児童相談所長に対してされた手続その他の行為(秋田県南児童相談所の所管区域となる区域に係るものに限る。))は秋田県南児童相談所長がした手続その他の行為又は秋田県南児童相談所の所管区域となる区域に係るものに限る。(秋田県南児童相談所長がした手続その他の行為又は秋田県南児童相談所の所管区域となる区域に係るものに限る。))は秋田県南児童相談所長がした手続その他の行為とみなす。

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県条例第三号

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第四項の規定に基づき、県が設置する公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第二条 知事又は教育委員会(以下「知事等」という。)は、地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定により指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して当該公の施設の指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募するものとする。

一 公の施設の概要

二 指定管理者に行わせる管理の業務

三 管理を行わせる期間

四 申請をする団体に必要な資格

五 選定の方法及び基準

六 前各号に掲げるもののほか、知事等が必要と認める事項

2 前項の場合において、知事等は、公の施設の効果的及び効率的な管理のために必要があるときは、二以上の公の施設の管理を一括して行わせることとして公募することができる。

3 前二項の規定による公募は、県公報への掲載、インターネットの利用その他知事等が適当と認める方法により行うものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第三条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に事業計画書その他の知事等が別に定める書類を添えて、これを知事等に提出しなければならない。

2 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない団体は、前項の規定による申請をすることができない。

(候補者の選定)

第四条 知事等は、前条第一項の規定による申請をした団体(次項において「申請者」という。)のうちから、次に掲げる基準に照らし最も適当と認められる団体を指定管理者の候補者(以下「候補者」という。)として選定するものとする。

一 県民の平等な利用が確保されること。

二 公の施設の設置の目的が効果的に達成されること。

三 効率的な管理が行われること。

四 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

五 前各号に掲げるもののほか、公の施設の設置の目的又は性質に応じ、知事等が必要と認めて定める基準

2 知事等は、候補者とされた団体を指定管理者として指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事情が生じたときは、当該団体に代えて、申請者のうちから、当該団体に次いで適当と認める団体を候補者として選定するものとする。ただし、第二条の規定により再び公募し、又は次条第一項の規定により候補者を選定することを妨げない。

(候補者の選定の特例)

第五条 知事等は、第二条の規定により公募したにもかかわらず候補者を選定することができなかつたときその他特別な事情があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、知事等が指名する団体のうちから候補者を選定することができる。

2 前二条の規定は、前項の規定により候補者を選定する場合について準用する。

(指定管理者の指定)

第六条 知事等は、候補者を選定したときは、議会の議決を経て、当該候補者を指定管理者として指定するものとする。

(協定の締結)

第七条 指定管理者は、次に掲げる事項について、知事等と協定を締結しなければならない。

一 管理の業務に関する事項

二 県が支払うべき管理の業務に係る費用に関する事項

三 管理の業務に関し保有する個人情報保護に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、知事等が必要と認める事項

(指定等の公告)

第八条 知事等は、指定管理者を指定し、若しくはその指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公告するものとする。その公告した事項に変更があったときも、同様とする。

(委任)

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事等が定める。

附 則